

# 「週休2日等工事試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用

## 1 用語の定義等（試行要領2関係）

### (1) 対象期間

#### (ア) I編、III編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 年末年始休暇 7日間、夏季休暇 4日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

#### (イ) II編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※着工日：着工届を受理した日

竣工日：工事完成届を受理した日

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

### (2) 4週8休以上（I編、III編）

#### (ア) 土木工事の場合

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率 = 現場閉所日数

$$\begin{aligned} & \div (\text{着工日から竣工日までの日数} - \text{年末年始休暇 7日間} \\ & \quad - \text{夏季休暇 4日間} - \text{工場製作のみを実施している期間} \\ & \quad - \text{工事全体を一時中止している期間} \\ & \quad - \text{発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間}) \end{aligned}$$

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

#### (イ) 港湾漁港工事の場合

休日の評価は下記の

工事着手日以降、最初の土曜日から 1 期間目を起算することとし、工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない

### (3) 休日率（II編）

休日率の計算は、次の計算に基づくこと。

$$\text{休日率（%）} = \frac{\text{技術者・技能労働者の平均休日日数}}{\text{全体工期}} \times 100$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする。

- (ア)対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定  
 (イ)全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上
					工事着手前に確認
					工事完成時に確認

(ウ)非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



(エ)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

#### ①交替要員の確保が可能な場合



#### ②除雪工や災害等の交替要員の確保が困難な期間がある場合

1)除雪工や災害その他避けることのできない事由がある※によりやむを得ない場合には、交替制による休日確保が困難である期間として確認対象期間から控除することが可能。ただし、基本的には建設業の働き方改革を推進する観点から、極力これを避けるものとする。

※労働基準法第33条に該当すると認められる場合

非対象期間を設定する場合、労務費および現場管理費率の補正係数には、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。

例) 全体工期日数300日のうち、240日を確認対象期間とし、その内で4週8休以上を達成した場合

⇒労務費の補正係数は  $1.00 + 0.05 \times 240/300 = 1.04$  で設定

⇒現場管理費率の補正係数は  $1.00 + 0.03 \times 240/300 = 1.02$  で設定

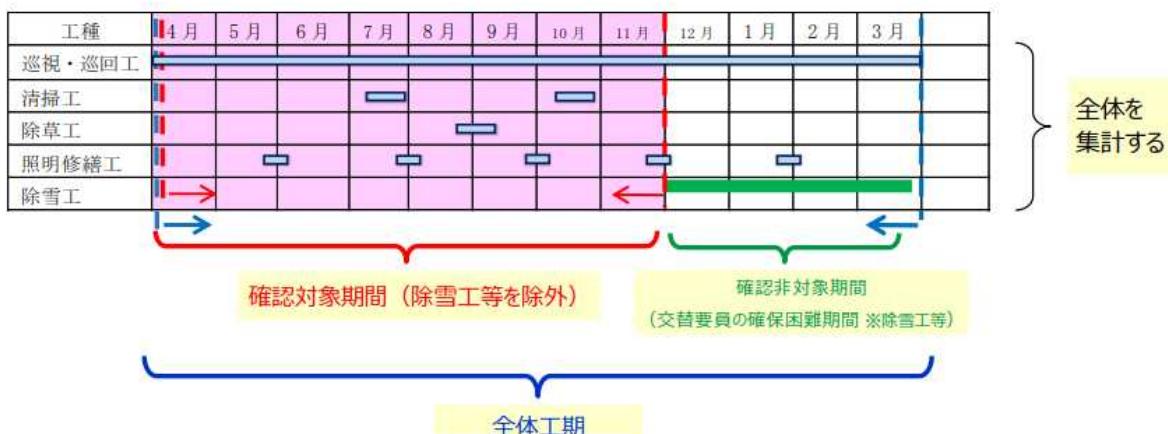
※補正係数は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※土木工事標準単価は確認対象期間の割合を乗じた場合、それに応じた土木工事標準単価の算出が不可能なため、補正なし単価が計上されます。

2)施工計画書へ非対象期間を記載する。また、確認対象期間は実績でなく予め施工計画書で決めた期間とする。

3)補正対象の労務費および現場管理費は、全体工期における全工種の労務費および現場管理費とする。

4)休日率の達成状況を確認後、労務費および現場管理費を補正し、契約約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。



## 2 対象工事について（試行要領3関係）

明確な工程上の制約がある工事や発注者が試行工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）は適用外とすることができる。

なお、試行工事の実施の可否については、事業主務課と予算について別途確認するものとする。

## 3 工事費の補正について（試行要領4関係）

### （1）各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表1 要領I、III編 土木工事の場合の補正係数

4週8休以上	
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04

共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

表 2 要領 I 編、III 編 港湾漁港工事の場合の補正係数

	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

表 3 要領 II 編 土木工事の場合の補正係数

休日率	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

表 4 要領 II 編 港湾漁港工事の場合の補正係数

休日率	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

## (2) 市場単価

週休 2 日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休 2 日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日の補正係数

週休 2 日の区分により、市場単価に乘じる補正係数は下表による。

表 5 要領 I 、 III 編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01

	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付枠工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルービング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

表 6 要領 I 編、III 編 港湾漁港工事の場合の補正係数

名称	補正係数
底面工	1.04
マット工	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05

上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
異形ブロック製作 納入養生	1.04

### (3) 標準単価

補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

### (4) 注意事項

#### (ア) 労務単価の補正

##### ①積算システムにおいて自動的に補正が係らない単価の取扱

表7に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

については、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W単価やF単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

##### ②積算システムにおいて自動的に補正が係る単価の取扱

表7に示す労務単価コード以外は、週休2日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

(イ) 機械賃料の補正

機械経費（賃料）を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表7 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工
R3020	機械設備据付工
TM601	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM611	工場製作工数単価（直接労務単価）
TM652	船舶製作工
TM653	機械設備製作工
TM654	機械設備据付工

3 事務手続きについて（試行要領8関係）

(1) 積算関係

- (ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4週8休に対応している。）  
(イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。  
(ウ) 当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

(3) 入札事務手続き関係

- (ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。  
(イ) 「入札公告」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

（記載例）

○ その他

（○）入札公告に定めのない事項については、特記仕様書によるものとする。

4 掲示板の設置について（試行要領6、8関係）

掲示板のレイアウトは下記の例による。

週休2日確保工事

(記載例)

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則土曜日及び日曜日（週2日間）を現場の休工日とした工事です。

## 5 週休 2 日の達成状況の確認について（試行要領 6、8 関係）

書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

## 6 工事成績評定について（試行要領 9 関係）

- (1) 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5.「創意工夫」「その他」の項目で加点評価を行う。

(2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ 工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「Ⅱ 工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価)  
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。

(3) 令和6年12月までに起工する工事の減点措置は行わない。

【例】

第1評定

別紙-1④		#VALUE!			(第1評定者)	
査定項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c)判定を「〇」「×」「該当なし」、d,e判定を「ー」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)	
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d	〇	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等で用いて日常的に把握されていた。	H.. H.. H..	
			〇	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。		
		総合判定	X	3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。		
			〇	4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。		
		b	〇	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度該当工事着手前に変更工程表が提出されていた。		
			〇	6. 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。		
		c判定	—	7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。	運用により、「8」の項目を該当させることとします。	
			—	8. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。		
		d判定	該当	9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。		
		c判定	—	10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。		
該当項目が90%以上 a(工程管理が特によくなっている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理が優れている) 該当項目が60%~80%程度 又は c判定項目に該当する場合 該当項目が60%未満である					※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。	
該当項目が60%未満又は d判定項目に該当する場合 d(工程管理がやや不備である) e(工程管理が不備である)						
※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評定以下とする。						
			5 / 6 = 83%	発注者指定型で週休2日(4週8休以上)の確保ができなかつた場合、  第1評定 2施工状況 II工程管理において、  「d」評価とする。(受注者の責による場合)		

## <第2評定>

別紙一②		#VALUE!	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		(第2評定者)
考査項目	細別	判定項目			
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d,	○ 1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。		評価項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 評価項目が80%～90%程度 b(工程管理がやや優れている) 評価項目が60%～80%程度 c(他の事項に該当しない) 評価項目が30%～60%程度 d(工程管理がやや不備である) 評価項目が60%程度未満 (工程管理が極端でない) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c評価以下とする。
			○ 2. 施工機械の搬入等において計画的取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
			× 3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。		
			○ 4. 代休等を確保するため、巡回人員管理と工程管理を行なった。		
		88%	○ 5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地城住民への配慮がなされた。		
			○ 6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			○ 7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			○ 8. 地元調整を積極的にを行い、工期内完成に寄与した。		
		該当なし	○ 9. その他[理由]		7 / 8 =88%
			○ 10. その他[理由]		
			○ 11. その他[理由]		
<b>発注者指定型で週休2日(4週6休以上)の確保ができなかった場合、 第2評定 2施工状況 II 工程管理において、 3. の項目を「×」とする。(受注者の責による場合)</b>					
8	100%	判定	○ 4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。		評価項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 評価項目が80%～90%程度 b(安全対策がやや優れている) 評価項目が60%～80%程度 c(他の事項に該当しない) 評価項目が30%～60%程度
			○ 5. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項は改善された。		
			○ 6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなどして改善された。		
			○ 7. 災害防止(工事安全協議会等)を設置して改善された。		
		該当なし	○ 8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫による改善された。		
			○ 9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が整った。		
			○ 10. その他[理由]		
			○ 11. その他[理由]		
		該当なし	○ 12. その他[理由]		
			○ 13. その他[理由]		
			○ 14. その他[理由]		
<b>発注者指定型で週休2日(4週8休以上)の確保ができなかった場合、 第1評定 2施工状況 II 工程管理において、 「d」評価とする。(受注者の責による場合)</b>					

## 7 附則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。